



KPMG Insight

KPMG Newsletter

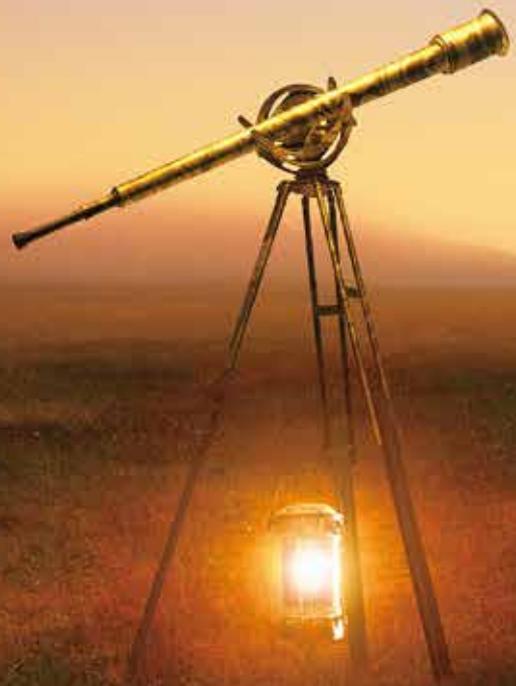
Vol. 16

January 2016

会計トピック②

会計基準情報 (2015.10 -11)

kpmg.com/jp



会計基準情報 (2015.10-11)

有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している会計基準Digestのうち、2015年10月分と、2015年11月分の記事を再掲載したものである。会計基準Digestは、日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準の主な最新動向を簡潔に紹介するニュースレターである。会計基準Digestの本文については、あずさ監査法人のウェブサイトの会計基準Digest 2015/10、会計基準Digest 2015/11を参照のこと。

www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/accounting-digest/pages/default.aspx

I. 日本基準

【法令等の改正】

該当なし

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA））

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

INFORMATION

- (1) JICPA、「品質管理レビュー制度Q&A」を公表
(平成27年10月15日 日本公認会計士協会)

日本公認会計士協会(以下「JICPA」という)は、「品質管理レビュー制度Q&A」(以下「Q&A」という)を2015年9月24日付で作成し、2015年10月15日に公表した。

2015年5月29日付で改正された監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(以下「監基報260」という)により、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務が明確化され、監査事務所の品質管理シ

テムの外部のレビューまたは検査の結果を、監査人から監査役等へ伝達すべきこととなった。このような状況を踏まえ、品質管理レビュー制度等(2015年7月改正)の概要について、JICPA会員のみではなく、監査役等にも理解を促すために、Q&Aが公表されたものである。

【あずさ監査法人の関連資料】
[会計・監査ニュースフラッシュ](#)

- (2) 日本監査役協会、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を公表
(2015年11月10日 日本監査役協会)

日本監査役協会は、2015年11月10日、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(以下「本指針」という)を公表した。

本指針は、2015年5月に施行された改正会社法により、会計監査人の選解任・不再任議案の決定権が監査役等に移ったこと、また、2015年6月より適用を開始しているコーポレートガバナンス・コードにおいて、監査役等が会計監査人の選定及び評価の基準を設けること等が求められていることを背景に策定されたものである。

【あずさ監査法人の関連資料】
[会計・監査ニュースフラッシュ](#)

(3) JICPA、「開示・監査制度の在り方に関する提言－会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察－」を公表

(2015年11月13日 日本公認会計士協会)

日本公認会計士協会は、2015年11月13日、開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告「開示・監査制度の在り方に関する提言－会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察－」を公表した。

本報告は、「日本再興戦略」改訂2015(2015年6月30日閣議決定)を背景として、コーポレートガバナンス・コードの適用や「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」における提言を踏まえ、企業情報開示のあるべき姿の実現に向けて、「会社法と金商法による開示・監査制度の一元化」及び「あるべき情報開示・株主総会スケジュール」等に関して提言を示したものである。

【あずさ監査法人の関連資料】
会計・監査ニュースフラッシュ

日本基準についての詳細な情報、過去情報は、
あずさ監査法人のウェブサイト(日本基準)へ

II. 修正国際基準

会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

該当なし。

修正国際基準の設定を巡る動向

ASBJは、企業会計審議会が公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(2013年6月)の記載に基づき、2013年7月に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」(以下「作業部会」という)を設置し、国際会計基準審議会(IASB)が公表する個々の会計基準及び解釈指針(以下「会計基準等」という)に関するエンドースメント手続を実施している。

2012年までにIASBにより公表された会計基準等のエンドースメント手続を踏まえて、ASBJは、2015年6月30日に「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準

によって構成される会計基準)」を公表した。

2015年10月27日に第23回、11月19日に第24回の作業部会が開催された。作業部会では、2013年中にIASBにより公表された会計基準等のエンドースメント手続に関する検討が行われた。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は、
あずさ監査法人のウェブサイト(修正国際基準)へ

III. IFRS

会計基準等の公表(IASB、IFRS 解釈指針委員会)

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

(1) IFRIC解釈指針案(DI/2015/1)「法人所得税の処理における不確実性」の公表
(2015年10月21日 IASB)

本解釈指針案は、税法の適用について不確実性が存在する場合の税金負債及び税金資産に関する様々な論点について、実務上、ばらつきが生じていることに対応するために公表された。

本解釈指針案は、IAS第12号のいかなる現行の規定も変更することを提案していない。しかし、法人所得税の処理における不確実性が存在する場合、税金資産の認識及び測定の前提となる、課税所得(損失)、課税標準、未使用の繰越欠損金、未使用の繰越税額控除及び税率の決定について、本解釈指針案の内容を適用することを提案している。

本解釈指針案の適用時期については、寄せられたコメントを踏まえ、決定することが提案されている。当初適用に際しては、比較年度を修正せず適用初年度期首に留保利益等を通じて累積的影響を調整するか、遡及適用に必要な情報が後知恵(hindsight)なしに入手できる場合は遡及適用することを認めることを提案している。また、早期適用を容認することも提案している。

コメントの締切りは2016年1月19日である。

【あずさ監査法人の関連資料】
IFRSニュースフラッシュ(2015年10月28日発行)

(2) IFRIC解釈指針案(DI/2015/2)「外貨建取引及び事前対価」の公表(2015年10月21日 IASB)

本解釈指針案は、非貨幣性の前払資産または前受収益負債を認識する場合に適用すべき換算レートにつき、実務上、ばらつきが生じていることに対応するために公表され、以下の事項を提案している。

- 関連する資産、費用または収益の認識に先立って、非貨幣性の前払資産または前受収益負債を認識する場合、外貨建の資産、費用または収益の換算に用いる直物為替レートは、非貨幣性の前払資産もしくは前受収益負債を当初認識する日、または、関連する資産、費用もしくは収益を財務諸表に認識する日の、いずれか早い日の直物為替レートとする。
- 適用時期は寄せられたコメントを踏まえ決定する。移行の方法は、遡及適用する方法、または、本解釈指針案を最初に適用する報告期間もしくは比較期間の期首のいずれか以降に、将来に向かって適用する方法のいずれも認められる。

コメントの締切りは2016年1月19日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

IFRSニュースフラッシュ(2015年10月28日発行)

(3) 公開草案(ED/2015/8)IFRS実務記述書「財務諸表への重要性の適用」の公表(2015年10月28日 IASB)

本公開草案は、重要性の概念をどのように適用すべきかを、経営者は時に的確に判断できず、これが経営者による適切な開示の作成を阻害しているのではないかと懸念に対応するために公表された。

本公開草案の概要は、以下のとおりである。

- 本公開草案は、実務記述書として、IFRSに準拠して一般目的の財務諸表を経営者が作成する際に、重要性の概念を適用するうえで役立つガイダンスであるものの、IFRSに準拠して財務諸表を作成するうえで、遵守することが要求されず、会計基準を構成しないものとすることを提案している。
- 財務諸表への重要性の適用に関して、「重要性の一般的特性」、「財務諸表における表示及び開示」、「認識及び測定」並びに「誤表示」の4つの領域についてガイダンスを提供することを提案している。

コメントの締切りは2016年2月26日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

IFRSニュースフラッシュ(2015年11月4日発行)

(4) 公開草案(ED/2015/9)「投資不動産の振替(IAS第40号の改訂案)」の公表(2014年11月19日 IASB)

本公開草案は、棚卸資産として分類されていた建設中または開発中の不動産の用途に変更があった場合に、棚卸資産から投資不動産への振替が認められるか否かについてIASBに質問が寄せられ、本論点についての明確化を図るために公表された。

本公開草案は、以下の事項を提案している。

- 不動産の用途変更があり、その明白な証拠がある場合に限り、投資不動産への振替または投資不動産からの振替を行うこと
- 用途変更は、不動産が投資不動産の定義を満たすようになった時点または満たさなくなった時点で発生すること
- 現行のIAS第40号第57項に示されている状況は、用途変更の例示である旨を明確化すること

適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。また、早期適用を認めることを提案している。

コメントの締切りは2016年3月18日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

IFRSニュースフラッシュ(2015年11月26日発行)

(5) 公開草案(ED/2015/10)「IFRSの年次改善」(2014-2016年サイクル)の公表(2014年11月19日 IASB)

本公開草案は、IFRSの年次改善プロジェクトとして、緊急度が低いものの、必要不可欠とIASBが考えるIFRSの改訂を1年にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うために公表されたものである。

このIFRSの年次改善(2014-2016年サイクル)には、以下の3つの基準書に対する改訂が含まれている。

- IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」・・・短期的な免除規定として設けられた取扱いのうち、すでに不要となったものの削除を提案
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」・・・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用を受ける企業に対する持分につき、開示規定の範囲の明確化

を提案

- IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」・・・公正価値測定に関する選択を投資先ごとに行える旨、またその選択のタイミングについての明確化を提案

各改訂の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。

コメントの締切りは2016年2月17日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

[IFRSニュースフラッシュ \(2015年11月26日発行\)](#)

IFRSについての詳細な情報、過去情報は、
[あずさ監査法人のウェブサイト \(IFRS\) へ](#)

IV. 米国基準

会計基準等の公表 (米国財務会計基準審議会 (FASB))

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting Standards Updates, ASU))】

(1) ASU第2015-17号「法人所得税：繰延税金の貸借対照表上の分類」を公表 (2015年11月20日 FASB)

本ASUは、「簡素化に関する取組み」の一環として公表された。従来、繰延税金資産・負債は流動・非流動の各区分の別に資産負債の純額で表示されていたが、本ASUにより、すべての繰延税金資産・負債は純額で非流動区分に表示されることとなる。

本ASUは、公開企業の場合、2016年12月16日以降に開始する会計年度及びその期中期間から適用が開始される。早期適用も認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

[Defining Issues 15-55 \(英語\)](#)

【公開草案 (会計基準更新書案 (ASU 案))】

(1) ASU案「政府援助に関する開示」 (2015年11月12日 FASB)

政府援助に関する会計処理は、これを明確に定める基準書が

存在しないために実務にばらつきがある。本ASU案は、重要な政府援助について、採用している会計処理及び財務諸表上どの項目にいくら金額で認識しているか等の開示を企業に求めるとともに、あわせて政府援助の性質に関する定性的開示事項を定めるものである。

本ASU案は適用開始日については定めておらず、今後検討するとしている。開示は適用が開始された期間の財務報告に含まれる全期間に対して、適用日時点で存在する契約及び適用日以降に締結された契約に対して遡及的に適用されることが提案されている。

コメントの締切りは2016年2月10日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

[Defining Issues 15-52 \(英語\)](#)

(2) ASU案「企業結合：事業の定義の明確化」

(2015年11月23日 FASB)

本ASU案は、Topic805「企業結合」における事業の定義が広く捉えられ過ぎていたとの批判にこたえるために、事業の定義を見直すものである。なお、事業の定義は現在、IFRSと同じものになっているため、IFRSにおいても今後同様の見直し提案される予定である。

本ASU案は適用開始日については定めていない。新たな定義は適用開始後に行われた取引について将来に向かって適用されることが提案されている。早期適用を認めるか否かは今後検討される予定である。

コメントの締切りは2016年2月10日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

[Defining Issues 15-56 \(英語\)](#)

米国基準についての詳細な情報、過去情報は、
[あずさ監査法人のウェブサイト \(米国基準\) へ](#)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

担当：引敷林 嗣伸

TEL: 03-3548-5112 (代表電話)

azsa-accounting@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.